

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

下記の感染症にかかった場合は、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

しかし、この場合は欠席の扱いとはなりません。病気が治癒して登校する際、治癒証明書（別紙）を医師に記入いただき、学校に提出してください。

感染症の種類と出席停止期間の基準

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群（MERS）、 特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	・解熱した後 3 日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹	・発疹が消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症（病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルス） ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過 ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 【その他の感染症】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【注】・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・群馬県においては、第三種のその他の感染症については、教育委員会通知（平成 12 年 2 月 9 日）により定めないとしています。
（出席停止扱いにはなりません。）